

## 君津地区における学区の弾力化について

教育委員会

## 1 学区の現状と課題について

市内の児童生徒については、原則、小・中学校ごとに設定されている通学区域に基づき、指定された学校へ通学している。

しかし、宅地開発や道路の延伸などが進み、時代の流れと共に、指定学校よりも他校のほうが近く、子どもたちがすれ違って逆方向に登校するなど、いわゆる「学区のねじれ」が発生し課題となっている。

## 2 対応策について

隣接する学校への通学を積極的に認めるなど、対象区域を弾力的に扱うことで「学区のねじれ」を解消し、児童生徒が通学しやすい環境を整えていく。

なお、早期での解消を目指すため、学校再編第2次実施プログラムに先行して、令和2年度から対象区域において通学区域制度の弾力的な運用（学区の弾力化）ができるよう準備を進めていく。

## 3 学区の弾力化の対象区域及び手続きについて

学区の弾力化の対象区域及び承認校については、地理的状況や指定学校変更の実績を踏まえ、次の表1のとおりとする。

また、手続きについては、従来どおり「指定学校変更願」を教育委員会に提出し承認を受けるものとするが、簡略化を図り、対象区域へ周知する。

表1:学区の弾力化の対象区域及び承認校

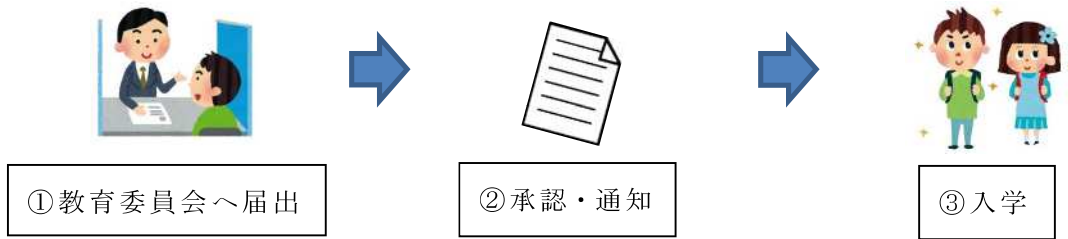
対象区域	指定学校	承認校
君津製鉄所大和田社宅（A棟・B棟）	坂田小	大和田小
東坂田1丁目～4丁目	坂田小 (周西中)	周西小 (周西南中)
下湯江、中富（貞元小・君津中学区）	貞元小 (君津中)	周西小 (周西南中)
郡1丁目～3丁目	貞元小 (君津中)	周南小 (周南中)

※対象区域であっても、承認校以外の学校へ通学したい場合は、通常の指定学校変更の手続きとする。

#### 4 手続きフロー図（参考イメージ図）

##### ●学区の弾力化（教育委員会が指定する対象区域のみ）

➤指定学校から承認校への通学を認めるもの



##### ●指定学校変更（市内全区域）：現行のもの

➤指定学校以外の学校への通学を審査し認めるもの

